

意見書案第 14 号

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成19年12月17日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木 信 雄
賛成者	〃	望 月 良 典

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

季節労働者対策の強化を求める要望意見書

北海道は積雪・寒冷という自然条件によって季節的に失業を余儀なくされる12万6000人余り（平成18年度）の労働者がおり、建設業を中心に農業、林業、コンクリート2次製品などの製造業、運輸業の一部、観光産業などのサービス業に従事しています。

いま、これらの季節労働者はかつてない厳しい冬を迎えています。30年にわたって季節労働者の冬期間の雇用と生活を支える「命綱」として重要な役割を果たしてきた冬期技能講習などの国の季節労働者冬期援護制度が2006年度限りで廃止されました。

さらに、雇用保険法の「改正」によって、これまで50日分であった特例一時金が本則では「30日分」とされ、「当分の間は40日分」とする削減が、今年度から施行されています。

1人平均5万円となる特例一時金の削減と冬期技能講習制度の廃止によって、季節労働者は平均20万円の特例一時金だけで厳寒の3～4ヶ月を生活することになり、ギリギリの生存ラインを脅かす深刻な事態が予想されます。

国・厚生労働省は今年度から「通年雇用促進支援事業」などを実施するとしているが、極めて不十分である。予算規模は総額で3億2000万円でしかなく、事業内容についても、賃金や受講給付金など労働者の「所得保障」にかかわるものは認められないため、有効な対策とならない。加えて、国・厚生労働省は、特例一時金削減に対応する施策を何ら具体化していません。

「通年雇用化」をすすめることは当然のことであるが、厳しい自然条件とそれに伴うコスト増という制約もあり、なお相当数の労働者が季節的に失業せざるを得ないのが北海道の現実です。

今回の制度廃止と特例一時金の削減は、「北海道切り捨て」であり「季節労働者切り捨て」政策と言わざるを得ないし、格差と貧困をいっそう拡大するものであります。

このことから、次の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 雇用保険の特例一時金の削減を凍結し、「50日分」に戻すこと。
- 2 「通年雇用促進支援事業」予算を大幅に増額するとともに、季節労働者の実態に即した弾力的運用をはかること。また、季節労働者の冬期の失業に対し、公的就労と所得保障など実効ある追加対策を講ずること。
- 3 大都市圏に偏重した公共事業を抜本的に改め、地方における生活密着型の公共事業を拡大すること。また、政府として地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月17日

長沼町議会議長 駒谷広栄

提出先

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
国土交通大臣

各 通